

三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」改定版

4月以降、感染者数が高い水準で推移し、感染者数の増加と併せて重症者が増加、重症者用病床の占有率が20%を超えるとともに、変異株による感染者が増加するなどこれまでとは異なる局面を迎える中、第3波の教訓もふまえ、最大限の警戒感をもって感染防止対策に取り組むため、4月19日に“緊急警戒宣言”を発出しました。

県外における感染、寮や懇親会なども含む事業所における感染、外国人住民の方の感染が多数発生といった傾向を受け、県民、事業者の皆様には様々な協力を要請するとともに、県としても病床・宿泊療養施設の確保やまん延防止のための取組などを進めてきました。

しかしながら、直近で公表した変異株検査の結果において約95%が変異株であることが判明し、従来株から変異株への置き換わりが進んでいます。変異株は感染力が強く、重症化しやすいとされており、変異株の脅威に対する警戒感をさらに強める必要があります。

また、新規感染者数についても、4月21日には、過去最多となる57人となり、翌日には68人、4月24日には72人となるなど急激に感染者が増加しています。

重症者の急増により、医療機関においては、人員、設備など様々な面で負担が増大し、一般医療にも影響が及びつつある極めて危機的な状況です。最大の懸念であった重症者もさらに増加し、重症者用病床占有率は一時30%を超え、高い水準が続いています。

また、県外においても近隣の京都府、大阪府、兵庫県や東京都において、新たに緊急事態宣言が発出されるとともに、生活文化圏を共有する名古屋市に続き、岐阜県においてもまん延防止等重点措置を政府に対し要請することを決定するなど県外においても感染状況の悪化が続いています。

こうした状況に鑑み、まん延防止等重点措置を先取りした措置を県独自で行うなど、できる限りのあらゆる対策を「オール三重」で講じ、何としても感染拡大を阻止するため、“三重県緊急警戒宣言”を抜本的に強化します。

1. 特にお願いしたい感染防止対策

「三重県指針」ver.10におけるお願いに加え、特に以下の感染防止対策の徹底をお願いします。

(1) 県民の皆様へ

①移動の自粛

○県境を越える移動は、生活の維持に必要な場合を除き、避けてください。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

○県外への通勤についても、可能な限り在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得などにより、往来の機会の低減をお願いします。

○県外へ帰省される場合は、感染が特に拡大している地域¹への帰省は避けていただき、それ以外の地域に帰省される場合は、帰省前から感染防止対策を徹底いただき、体調が悪い場合は移動を避けてください。

○イベントや集客施設など不特定多数の人が集まる場に行くことは慎重に検討してください。

¹ 緊急事態宣言対象区域、まん延防止等重点措置対象区域、飲食店等への営業時間短縮要請がなされているエリア

<新たな要請>

- 県内の移動については、必要性、安全性を慎重に検討し、移動先が「『密』となる」など感染リスクが高くなる場合は移動を避けていただくとともに、やむを得ず移動が必要な場合は、感染防止対策を徹底してください。
- また、混雑している場所や時間、感染対策が徹底されていない飲食店の利用は避けていただくようお願いいたします。

②感染防止対策の徹底

- 「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は、感染のリスクが高まりますので、同居家族以外の方との飲食は少人数・短時間とし、2 次会などは避けてください。
- また、少人数、短時間の飲食であっても、特に飛沫感染に注意するなど感染防止対策を徹底してください。【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】
- 体調に異変を感じた場合は、出勤や通学などの外出や人との接触を避けるとともに、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなど対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談してください。

<新たな要請>

- 飲食店以外においても、大人数や長時間となる飲食は感染リスクが高まります。路上や公園での大人数・長時間となる飲食は避けてください。
- また、大人数・長時間となるバーベキューは感染リスクが高まりますので、感染防止対策が徹底できない場合は避けてください。

(2) 県外の皆様へ

- 生活の維持に必要な場合を除き三重県への移動を避けていただくようご協力をお願いします。
 - 感染が特に拡大している地域からの帰省については避けていただくよう協力をお願いします。それ以外の地域から帰省される場合は帰省の前から感染防止対策を徹底いただき、体調が悪い場合は移動を避けてください。
- ※県民の皆様におかれましては、こうした要請を県外のご家族やご友人にお伝えください。

(3) 事業者の皆様へ

- 食事や休憩、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面、寮における共同生活など勤務時間外も含め、従業員に対し、感染防止対策について周知・徹底してください。併せて、体調不良の場合に直ちに帰宅させ、受診を勧めるなど従業員の健康管理や、事務所や工場のみではなく食堂や休憩所、喫煙室なども含めた感染防止対策を徹底してください。【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】
- 飲食店においては、これまでも感染防止対策を徹底していただいているところですが、改めて、感染拡大予防ガイドラインを遵守いただき、「アクリル板の設置または座席間隔の確保」、「手指消毒の徹底」、「マスク着用の呼びかけ」、「換気の徹底」などの対策を徹底してください。【特措法第 24 条第 9 項に基づく協力要請】
- 特にカラオケ等の歌唱を伴う飲食店や接待を伴う飲食店については、これまでもクラスターが発生しており、仮に感染者が発生した場合に迅速に接触者を特定し、感染拡大を防ぐため、利用者名簿の作成など連絡先の把握をお願いします。

- 飲食店やイベントにおいては、可能な限り利用者の連絡先の把握や「安心みえる LINE」の活用促進をお願いします。
- 外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれましては、生活様式や文化の違いなども考慮した感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語や、やさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ²、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」³や、厚生労働省⁴、内閣官房ホームページ⁵などにも掲載されていますので、参考としてください。

【特措法第 24 条第9項に基づく協力要請】

- 感染が特に拡大している地域との出張などによる往来については、移動の必要性について今一度検討し、オンライン会議等の活用をお願いします。
- ローテーション勤務や時差出勤、自転車通勤、オンライン会議ツールの活用等、接触機会低減の取組に加え、在宅勤務（テレワーク）の推進により、地域や業務の特性もふまえ可能な限り出勤者の5割以上の削減に取り組んでください。
- イベントを主催される方におかれましては、ゴールデンウィーク期間中も含め、参加人数の制限や入場整理など「三重県指針」ver.10 における開催基準の遵守や感染防止対策の徹底をお願いします。
- 大規模小売店や商業施設において、ゴールデンウィーク期間中に集客イベントを実施する場合は、人数制限等、感染防止対策の徹底をお願いします。

<新たな要請>

- これまでになく厳しい感染状況の中、少しでも感染の入口となる場面を減らし、確実に県内全域で感染拡大を食い止めるため、県内の飲食店⁶において、営業時間を 20 時までとさせていただくよう要請します。（20 時から翌日 5 時までは営業を行わないよう要請します。）

また、要請への協力状況を確認するため、現地調査を行いますのでご協力をお願いいたします。

【特措法第 24 条第9項に基づく協力要請】

なお、時短要請に全面的にご協力いただいた県内の飲食店を対象に、協力金を支給します。

- 飲食店においてカラオケ設備のある店舗においては、昼夜を問わず、感染防止対策が徹底できない場合は、カラオケの利用を控えてください。
- 商業施設をはじめ集客施設においては、入店時や店内における距離の確保など利用者の整理・誘導、発熱している方や感染防止対策（マスク、手指消毒など）を行わない方の入場を避けていただくといった対策もお願いします。
- 特に 1,000 ㎡を超える物品販売業を営む店舗など大規模な集客施設においては、人流を減少させるため、営業時間の短縮など可能な限りの対策をご検討いただくようお願いいたします。

² 三重県ホームページ「外国人住民のみなさまへ For foreign residents」(<https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/covid19info-jp.htm>)

³ 三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」(<https://mieinfo.com/ja/>)

⁴ 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について (https://www.*****.jp/)

⁵ 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 (<https://corona.go.jp/>)

⁶ 食品衛生法の飲食店営業許可、喫茶店営業許可を受けている店舗。宅配、テイクアウトのみの店舗、ネットカフェなど夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。

2. 偏見や差別の根絶について

感染された方やそのご家族、仕事や通勤等やむを得ない事情で県外から来県される方、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることがないように、偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。

以上について、**5月11日(火)まで**を協力要請期間とします。

なお、感染状況が早期に改善した場合は、期限を待たず解除します。

3. 三重県が実施する対策

(1) 医療提供体制

① 病床・宿泊療養施設の確保

- ・医療機関の負担軽減を図るため、宿泊療養施設を4月中に145室まで増やすとともに、5月中に新たな施設を確保し、宿泊療養体制を強化
- ・宿泊療養施設への入所については、地域の感染状況に応じて一定の条件を満たす場合には、直接入所を可能とするなど、宿泊療養施設のさらなる活用を推進
- ・増加傾向にある重症患者について、関係医療機関に対し受入体制の整備を依頼
- ・医療機関との継続的な調整により、現在は392床の病床を確保しているところ、4月下旬から5月上旬にかけて更なる病床の確保を行う。
- ・患者受け入れ病院の負荷軽減のため、関係団体等と連携し回復患者の受入れを行う後方支援病院等の確保に取り組む。

② ワクチン接種体制の整備

- ・医療従事者等への接種について、引き続き県内各地域の病院、医師会、関係団体、市町等と連携し、接種が円滑かつ迅速に進むよう支援を実施
- ・高齢者を対象とした住民接種について、円滑にワクチン接種できるよう、引き続き実施主体となる市町への支援を実施
- ・県民の皆さんが安心してワクチンを接種できるよう、新型コロナウイルスワクチンポータルサイト等で、ワクチンに関する情報を発信するとともに、ワクチン接種に関する相談窓口を開設

「みえ新型コロナウイルスワクチン接種ホットライン」

電話 059-224-2825 午前9時～午後9時

「みえ外国人コロナワクチン相談ダイヤル」(多言語対応)

電話 080-3123-9173 午前9時～午後5時(月曜～金曜、日曜)

(2) まん延防止

① 検査体制の強化

- ・従来型に比べて感染力が強いとされる変異株による感染拡大を防ぐため、接触機会等の感染経路の特定に至るまでであっても、感染者が発生した集団等との関連性が疑われる他の集団等に対して、早期に戦略的かつ機動的に検査できるよう体制を強化。

- ② 集団感染時のリスクが高い高齢者施設や医療機関等の従事者を対象とした社会的検査を新たに実施する。

③クラスター発生時の早期介入

- ・クラスターの発生場所が多様化しており、感染力の強いとされる変異株による感染者が含まれる事例もみられることから、感染状況をモニタリングし、早期探知によるクラスターの封じ込め対策を実施
- ・保健所や厚生労働省クラスター対策班と連携した、封じ込め対策の立案や感染経路の解明

④変異株スクリーニング検査

- ・変異株に的確に対応するため、県保健環境研究所において、陽性を確認した検体すべてについて変異株のスクリーニング検査を実施

⑤外国人住民への周知・啓発及び多言語支援

- ・言葉の壁等により情報が届きにくい外国人住民の方々に対しては、情報がしっかりと伝わるよう、市町と情報共有を図り注意喚起に取り組むとともに、多文化共生に関わる市民団体と連携し、団体が持つ知見やネットワークを活用して啓発を実施
- ・感染者発生時には迅速に通訳派遣を行うなど、感染者の不安解消や感染拡大防止に多言語で対応

(3) 事業者支援

①飲食店等の感染防止対策の確認・安心利用のための認証制度の創設

- ・新たに開業を予定している飲食店等や、接待を伴う飲食店等クラスター発生リスクの高い約 900 施設を対象に、ガイドラインの遵守状況など感染防止対策の現地確認および啓発を実施（4 月 26 日から実施）。
- ・県民が安心して飲食店等を利用できるよう、現地確認を含めた感染防止対策に関する認証制度を創設し、5 月中にも取組を開始

②更なる感染防止対策に取り組む事業者への支援

- ・顧客や従業員の感染防止に向けて対策を行っている事業者が、さらに有効な対策を行えるよう、5 月中にも感染防止対策のアドバイザー派遣や必要な感染対策の取組支援を実施

4. まん延防止等重点措置の要請

感染拡大を徹底して食い止めるため、4月25日に開催した三重県まん延防止等重点措置対策検討会議における有識者の意見もふまえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づき政府対策本部長に対し、「まん延防止等重点措置」の適用を要請する方向で、岐阜県とも連携し、政府と協議を行っていきます。対象とする区域については、感染者の増加が著しい四日市市をはじめ、感染状況や医療提供体制、生活圏を考慮し、政府との調整を進めていきます。

本県においては、感染者の増加傾向が続く中、重症者が急増し、大変厳しい状況にあります。「三重県緊急警戒宣言」により強く感染防止対策をお願いした後も、これまでを超える多くの感染者が発生しています。これからゴールデンウィークを迎える中、大変心苦しい限りですが、医療提供体制を維持し、皆様の命と健康を守るため、強い措置をお願いすることといたしました。

感染が急拡大している今、確実に感染拡大を食い止めるため、ご不便をおかけいたしますが、県民、事業者の皆様には、引き続き一緒に取り組んでいただくようお願いいたします。

令和3年4月26日

三重県知事 鈴木 英 敬